

大阪府電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本府が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本府が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、大阪府の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1. 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況（電源構成が開示されていること。）
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況（電源構成が開示されていること。）

2. 加点項目

需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み

(入札参加資格の要件)

第5条 前条に定める環境評価項目について、別表1「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価基準(以下「評価基準」という。)」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上の小売電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

なお、基本項目による評価の結果が70点に満たない場合には、加点項目による評価を実施する。

(評価)

第6条 本府が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表1「評価基準」により算定し、その評価点等を様式1「大阪府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、申請期限までに入札参加資格審査申請書類とともに、入札参加資格審査申請書類提出先に提出するものとする。

2 電力調達の発注所属長は、入札参加資格の確認が必要な小売電気事業者について、様式1の評価点の判定を、脱炭素・エネルギー政策課長に依頼するものとする。

3 脱炭素・エネルギー政策課長は、前項により電力調達の発注所属長から依頼のあった小売電気事業者について様式1の内容を確認し、その評価点を判定するとともに、判定の結果について、様式2により発注所属長へ通知するものとする。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、様式2により小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針により定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、脱炭素・エネルギー政策課において行う。

附則

この方針は、平成20年1月11日から施行する。

この方針は、平成20年12月19日から施行する。

この方針は、平成22年12月23日から施行する。

この方針は、平成23年1月7日から施行する。

この方針は、平成23年2月12日から施行する。

この方針は、平成23年12月28日から施行する。

この方針は、平成24年1月20日から施行する。

この方針は、平成24年12月3日から施行する。

この方針は、平成26年1月9日から施行する。

この方針は、平成27年1月6日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成27年12月17日から施行する。

この方針は、平成29年1月17日から施行する。

この方針は、平成29年2月22日から施行する。

この方針は、平成30年3月30日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和6年10月15日から施行する。

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

大阪府環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	項目		数値等	配点
	1kWhあたりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（kg-CO ₂ /kWh）※1		0.350未満	70
			0.350以上0.375未満	65
			0.375以上0.400未満	60
			0.400以上0.423未満	55
			0.423以上	0
	電源構成等の開示状況		開示・未開示	
	未利用エネルギー活用状況 （電源構成が開示されていること）※2		0.675%以上	10
			0.001%以上0.675%未満	5
			0.001%未満	0
	再生可能エネルギー導入状況 （電源構成が開示されていること）※3		15.00%以上	20
			8.00%以上15.00%未満	15
			3.00%以上8.00%未満	10
			0.50%以上3.00%未満	5
			0.50%未満	0
加 点 項 目	需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 ※4		取組んでいる	5
			取組んでいない	0

※1 1kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により、公告日時点で公表されている小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数の最新値を用いることとする。ただし、上記公表による二酸化炭素排出係数がない小売電気事業者については、当該小売電気事業者が環境報告書等で開示した最新の二酸化炭素排出係数を代替値として申請することができることとする。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況とは、次の算定方式により算出した数値をいう。
また、※1で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。
なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

(小数点以下第4位を四捨五入して小数点以下第3位まで算出)

①未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)

②供給電力量(需要端)(kWh)

※2-2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)(以下「再エネ特措法」という。)第二条第3項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③高炉ガス又は副生ガス

※2-3 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3-1 再生可能エネルギー導入状況とは、次の算定方式により算出した数値をいう。

また、※1で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

(小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算出)

①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))

②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)

③J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

- ④非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- ⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)
- ⑥供給電力量（需要端(kWh)）

※3-2 再生可能エネルギーとは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※3-3 再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3-4 供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

なお、個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

様式 1

大阪府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

商号又は名称	
代表者職・氏名	
所在地	
報告書に関する 問い合わせ先(部署)	
担当者名	
電話番号	

環境評価項目（基本項目）	数値等	点数	確認資料
1kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	kg-CO ₂ /kWh 【 年度】		
電源構成等の開示状況	開示・未開示		電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況が分かる資料
未利用エネルギー活用状況 (電源構成が開示されていること。)	% 【 年度】		算出根拠となる書類
再生可能エネルギー導入状況 (電源構成が開示されていること。)	% 【 年度】		算出根拠となる書類
環境評価項目（加点項目）	数値等	点数	確認資料
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取組有 取組無		取組が分かる書類
合計			

大阪府知事 様

上記報告内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

代表者・職・氏名

様式2

エネ政第 号
年 月 日

(発注所属長) 様

環 境 農 林 水 産 部
脱炭素・エネルギー政策課長

大阪府電力の調達に係る環境配慮方針に基づく判定結果について

○年○月○日付け○第○号で依頼のあった（ 施設名等 ）で使用する電気の調達
契約に係る入札への参加小売電気事業者の評価点等について、次のとおり通知します。

	小売電気事業者名	点数（点）	入札参加資格 の有無
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

(問い合わせ先)